「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」の概要

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

県民が、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに取り組むことにより、元気でいきいきとした人生を 過ごすことができるよう、今年度新たに、「やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画」を策定する。

2 計画の位置付け

歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に基づく「都道府県計画」として位置付け、また、山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例第11条に基づく「推進計画」としても位置付け、基本的な方針及び目標並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。

3 計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10年間

4 基本目標

「歯・口腔の健康づくりの推進による県民の生涯にわたる健康の保持増進」 ~ お口いきいき 笑顔と健康はいい歯から ~

5 計画の考え方

国の基本的事項及び条例の規定を踏まえ、胎児期から高齢期までのライフステージ及び特に配慮を要する者と分野について、取組の方向性及び目標を設定した計画とする。

6 基本的な方針

国の基本的な方針をもとに、山口県の現状を踏まえ基本的な方針を設定。

- ① う触や歯周病等の歯科疾患の予防(予防方法の普及啓発など一次予防に重点)
- ② 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上(摂食嚥下をはじめとする口腔機能の維持向上)
- ③ 定期的な歯科検診の受診(歯・口腔の健康状態の把握と、自分にあった口腔ケアの促進)
- ④ 歯科保健医療体制の基盤整備(等しく適切な歯科保健医療サービスの利用が可能な環境の整備)

(やまぐち歯・口腔の健康づくり推進計画の概念図)

歯・□腔の健康づくりの推進による 県民の生涯にわたる健康の保持増進 ~ おロいきいき 笑顔と健康はいい歯から ~

<基本的な方針>

- (1) う蝕や歯周病等の歯科疾患の予防
- ② 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
- ③ 定期的な歯科検診の受診
- ④ 歯科保健医療体制の基盤整備

ライフステージ毎の取組

- ◆胎児期 ◆乳幼児期 ◆学齢期
- ◆成人期 ◆高齢期

特に配慮を要する者と分野への取組

- ◆奸產婦 ◆障害児者 ◆要介護者
- ◆中山間地域 ◆生活習慣病

第2章 山口県の歯科にかかる現状と課題

山口県は全国平均を上回る高齢化が進行していることが大きな特徴である。死亡順位第3位の肺炎に関して、高齢者に頻発する誤嚥性肺炎の予防に口腔清掃状態の維持や摂食嚥下機能の維持亢進が重要である。また、歯・口腔の健康づくりは子どもの成長、成人期以降の全身の健康に影響を与えることから、8020の実現に向けて、う蝕と歯周病の対策、口腔衛生に関する正しい知識の習得と習慣の確立、定期的な歯科検診の受診など、生涯にわたった取り組みが必要である。

第3章 ライフステージ・特に配慮を要する者と分野毎の現状と課題、取組

第1節 ライフステージ毎の現状と課題、取組

リーム・フィンバンをひかいにはない。				
区分	主な取組の方向性	主な目標の項目		
阳阳田田	・妊産婦歯科健康診査の推進	・妊産婦歯科健康診査実施市町数の増加		
胎児期	・胎児に影響を与える歯・口腔の知識の普及啓発			
◎ (十]日井田	・乳幼児歯科健康診査の促進	・う蝕り患者の減少		
乳幼児期	・保護者への歯科保健知識の普及啓発	・歯科健康診査の受診率の増加		
 	・う蝕・歯周病の歯科保健知識の普及啓発	・う蝕・歯周病り患者の減少		
学齢期	・フッ化物応用の推進	・フッ化物応用実施市町の増加		
HH 1.45	・歯科検診受診の促進	・歯科検診受診者の増加		
成人期	・生活習慣病との関連した知識の普及啓発	・歯周病り患者の減少		
古些田	・歯科検診受診の促進	・歯科検診受診者の増加		
高齢期	・口腔機能の向上のための知識の普及啓発	・咀嚼良好者の増加		

第2節 特に配慮を要する者と分野毎の現状と課題、取組

行とは、 「川へ出版と女」の日とガガ 中のが八と 杯透、 水恒				
	区分	主な取組の方向性	主な目標の項目	
	妊産婦	・妊産婦歯科健康診査の体制整備	・ 妊産婦歯科健康診査実施市町数の増加	
	障害児者	・施設などでの定期的な歯科検診の推進・歯科保健医療体制の体制整備	・施設での定期的な歯科検診実施率の増加	
	要介護者	・施設などでの定期的な歯科検診の推進 ・在宅生活を支える歯科保健医療体制の充実	・施設での定期的な歯科検診実施率の増加・在宅療養支援歯科診療所の増加	
	中山間地域	・県内全域への歯・口腔の知識の情報提供	・歯科検診受診者の増加	
	生活習慣病	生活習慣病との関連する知識の普及啓発医科と歯科の連携体制の推進	項目なし	

第4章 歯科保健推進体制

- 1 推進体制における役割
 - 県、市町、歯科保健関連団体 等
- 2 推進体制に必要な基盤整備
 - 歯科保健医療体制の整備、企業連携

第5章 計画の推進体制

県、市町、歯科保健医療関係者が連携のもと、それぞれの役割を果たしながら、歯・口腔の健康づくりを推進し、「健康やまぐち21歯科保健分科会」において、取組の状況や目標達成状況などの進行管理を行う。